

# 使用済み潤滑油は

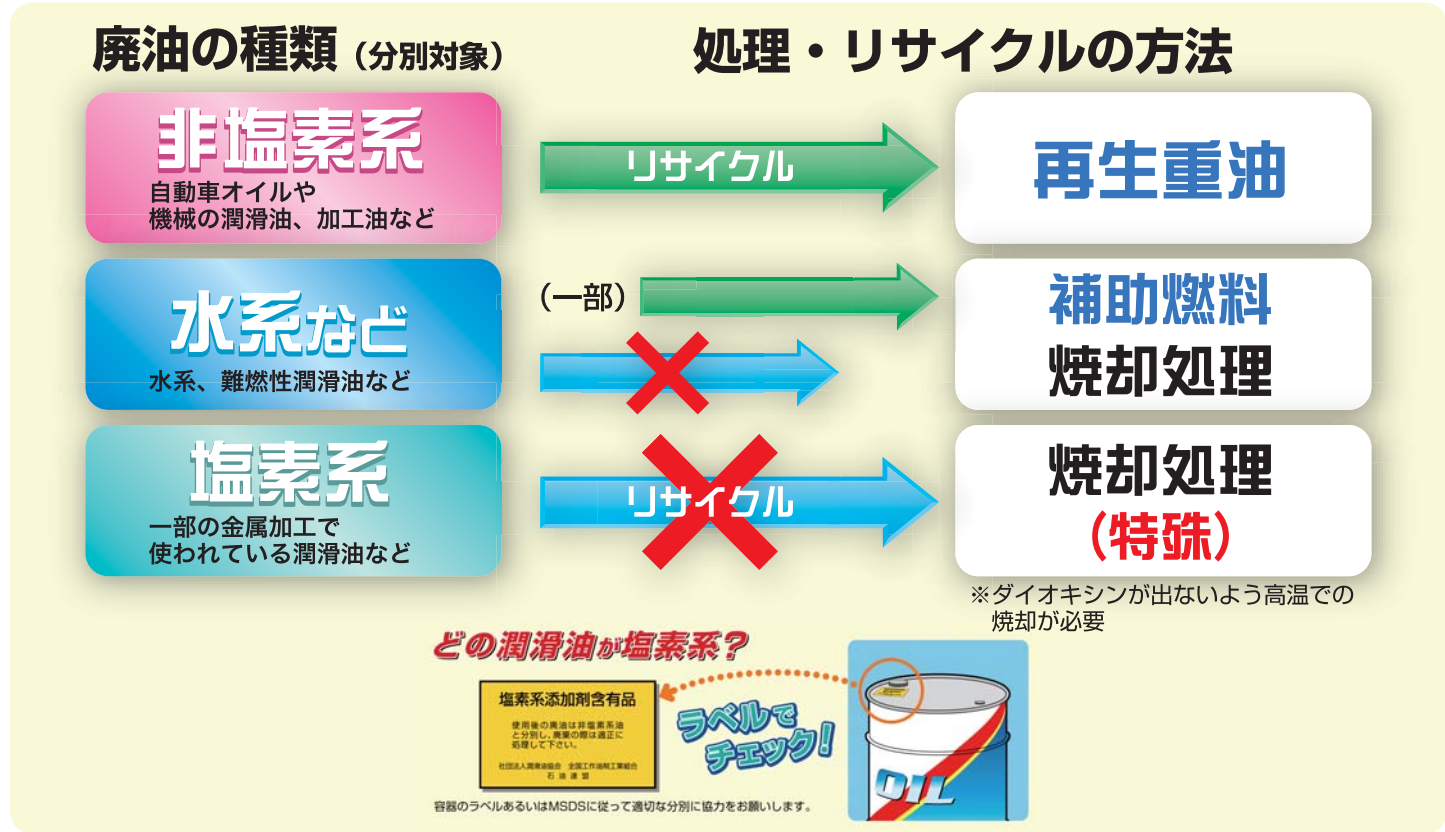
# リサイクルのために分別しましょう。

塩素系とは混ぜないで分別してください。

一般の使用済み潤滑油は再生重油などとして再資源化されますが、塩素系添加剤の混入したものは専門業者で焼却処分する必要があります。



**注意!** ガソリンや灯油、軽油などの燃料や溶剤は混ぜないで下さい。塩素系の判別は容器に貼付されているラベルやMSDSで確認できます。



## 使用済み潤滑油の処理についてのお願い

- ・処理の委託は必ず産業廃棄物処理業の許可を有する会社を選びましょう。
- ・「排出事業者」に義務づけられていること・・・」
  - ① 処理委託契約を結ぶこと
  - ② マニフェストを交付すること
  - ③ 廃棄物データシート (WDS) により廃油の性状や特性による注意事項を開示すること (平成 08.7.26 環境省令第 23 号)

社団法人 潤滑油協会

このパンフレットは資源エネルギー庁の補助を受けて作成したものです。

会社名
-----

